

令和6年8月26日

関係者各位

東京地方裁判所令和6年(ミ)第10号
開始前会社 株式会社環境経営総合研究所
保全管理人弁護士 岩 崎 晃

拝啓 平素より弊社とお取引をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は、令和6年8月20日、債権者により東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てがされ、同日保全管理命令の発令を受けました。これに伴い、当職が、弊社の旧経営陣に代わり、弊社の事業の経営並びに財産の管理処分を行うこととなりましたので、何卒よろしくお願い申し上げます。

会社更生手続は、破産手続のように会社を清算するものではなく、再建を図るための手続であります。当職は、会社更生法の適用と裁判所の監督のもとに、弊社の営業を継続しつつ、再建の途を探ってまいり所存であります。

また、前記保全管理命令にしたがって、**8月19日までの原因に基づき発生した債務については支払いを停止させていただくことになりました。**

関係者の皆様には、大変なご迷惑をおかけし、誠に申し訳ない次第ではございますが、何卒ご了解くださるようお願い申し上げます。今後は社員とともに一丸となって努力して、会社再建を図ると同時に、最大限の債務弁済ができるよう全力を尽くす所存であります。

しかしながら、会社再建のためには、まずもって関係者の皆様方のご支援、ご協力が必要不可欠でございます。弊社は営業をこれまでどおり継続してまいりますので、関係者の皆様には、多大のご迷惑をおかけしている中、誠に恐縮でございますが、引き続きご支援とお取引をいただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

【お問合せ先】

担当：保全管理人室

電話番号：03-5428-3099

FAX番号：03-5428-3245

受付時間：10時～17時（土日祝日を除きます。）